

NPO法人との協働によるプレイパークの実施について

1 事業の趣旨

プレイパークは、公園や広場等の一部を活用し、子どもたちが、自然に触れ合いながら自分の責任で自由に遊ぶことのできる外遊びの場である。

このような外遊びの環境や機会を提供していくことは、子どもたちの成長段階に応じた心身の健全な発達につながるだけでなく、社会性を育む観点からも、子どもたちにとって重要であることから、「元気発進！子どもプラン」においても、『「外遊び環境の充実（プレイパークの開催支援など）」』を掲げ、子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ場であるプレイパーク（冒険遊び場）を、NPO等と協働で実施するなど、外遊び環境の充実に取り組むこととしている。

本事業は、プレイパークを市内全域に広め、外遊び環境の充実を図るための課題整理を行うため、NPO等と協働でモデル的にプレイパークを実施するもの。

2 事業概要

- (1) 期 間 令和4年6月1日 ～ 令和5年3月31日（予定）
- (2) 実施場所 堀越キャンプ場（小倉南区大字堀越）ほか
- (3) 実施回数 年5回程度
 - ・堀越キャンプ場 年3回程度
 - ・その他 年2回程度
- (4) 内 容 日時や実施内容等については、提出いただいた「提案書」を基に、市と協議の上、決定するもの。
なお、事業実施にあたっては、参加費の徴収は行わない。
- (5) 業務分担
 - ① NPO等
 - ・準備、運営、片付け等、業務全般に関すること
 - ・広報に関すること
 - ② 市
 - ・損害保険加入手続き（参加者用）
 - ・実施状況の見守り
 - ・NPO等の業務の補助

3 応募資格

応募できる団体は、以下の要件、全てを満たす団体とするもの。

- (1) 市内において、プレイパークの活動実績がある団体
- (2) NPO等、民間の非営利団体（公益法人及び社会福祉法人等の特別法による法人、営利企業等は除く）及びこれらの団体で構成する団体。ただし、法人格の有無は問わない。
- (3) 不特定多数のもの（公益）の増進に寄与する活動を行っている団体。
- (4) 市内に事務所を有し、事業の連絡・責任者が特定できる団体
- (5) 組織の運営に関する規則（会則等）を有する団体
- (6) 事業案の遂行に必要な組織・人員を有する団体

- (7) 宗教活動または政治活動を主たる目的としない団体
- (8) 特定の公職者（その候補者を含む）または、政党を推薦、支持、反対すること等を目的としない団体。
- (9) 暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当する団体ではないこと。
- (10) 特定非営利活動法人は、実施しようとする事業内容が定款に適合していること及び、各事業年度の事業報告書等を提出していること。

4 提出書類

- (1) 提案書
- (2) 役員名簿（氏名、ふりがな、生年月日及び性別の記載されたもの）
- (3) 事業報告書（事業終了後10日以内）

5 協働するNPO等の決定

市が審査の上、決定します。

複数の応募者があった場合は、「A法人3回」、「B法人2回」というように、回数を調整し、実施することもあります。

6 問い合わせ先

北九州市子ども家庭局青少年課

TEL：093-582-2392

担当：中村、古田